

2007年10月



**European Bank
for Reconstruction and Development**

欧洲復興開発銀行

2009年10月26日満期11.50%トルコ・リラ建債券

販 売 説 明 書

- 売 出 人 -

エイチ・エス証券株式会社

～本債券のリスク等について～

- 欧州復興開発銀行 2009 年 10 月 26 日満期 11.50% トルコ・リラ建債券（以下「本債券」と総称します。）はトルコ・リラをもって表示され、元利金の支払はトルコ・リラによって行われるため、円貨換算された受け取り金額は外国為替相場の変動により影響を受けます（実際に、売出人の外国証券取引口座において本債券を保有する者は、本債券に関する支払に際して、本債券の元利金を円貨に転換して受領します。かかる転換に際し適用される為替レートは、本書「本債券の要項 6. 支払 (a) 支払」に記載されています。）。また、本債券の要項に従い、元利金の支払いがトルコ・リラに代えて米ドルにて支払われる場合があります（本書「本債券の要項 6. 支払 (g) 決済障害事由」を参照ください。）。また、これらにより、円換算した償還価額または売却価額が投資元本を割り込むことがあります。なお、トルコ共和国に関しては、その外貨建長期債務につき、スタンダード・アンド・プアーズ・レーティングズ・サービスズが BB- の格付を、またムーディーズ・インベスターーズ・サービス・インクが Ba1 の格付を付しています。
- 本債券の利息および償還金の支払は発行者（欧州復興開発銀行）の義務となっております。したがって、発行者の財務状況の悪化等により発行者が本債券の利息または償還金を支払わず、または支払うことができない場合には、投資家は損失を被りまたは投資元本を割り込むことがあります。発行者およびその債務には、1991 年以降スタンダード・アンド・プアーズ・レーティングズ・サービスズ（以下「S&P」といいます。）より AAA、1992 年以降ムーディーズ・インベスターーズ・サービス・インク（以下「ムーディーズ」といいます。）より Aaa、2002 年以降フィッチレーティングスリミテッド（以下「フィッチ」といいます。）より AAA の格付けが付与されています。
- 債還前の本債券のリラ建価格は、金利の変動、発行者の経営・財務状況の変化および発行者に関する外部評価の変化（例えば格付機関による格付の変更）等により上下しますので、債還前に売却する場合には、投資元本を割り込むことがあります。
- 流動性や市場性が乏しいものについては、債還前の売却が困難であり、このことが売却価格に悪影響を及ぼすことがあります。
- 本書「本債券の要項 6. 支払 (g) 決済障害事由等」の規定に基づき、利払日、償還期日または本書「本債券の要項 8. 債務不履行事由」の規定に基づき期限前償還される日（以下「早期償還日」という。）が繰延べられることがあります、かかる繰延べによる支払の遅延に対しては発行者は何らの追加額も支払いません。
- 将来において、税制が変更される可能性があります。
- 本債券に投資しようとする投資家は、本債券への投資を判断するにあたって、必要に応じ、法務、税務、会計等の専門家の助言を得るべきであり、本債券および本債券の投資に伴う価格変動、市場流動性その他のリスク（本債券の価値および償還額に影響を及ぼす政治、経済その他の要素を含みます。）に耐え得る投資家のみが本債券に対する投資を行ってください。

売出人において販売いたしました本債券の価格情報及び格付の状況等につきましては、売出人にお問い合わせください。

投資にあつたっての留意点

- 本債券を募集・売出し等により、または売出人との相対取引により購入する場合は、購入対価のみお支払い頂きます。
- 本債券の売買、償還等にあたり、円貨と外貨を交換する際には、外国為替市場の動向をふまえて売出人が決定した為替レートによるものとします。
- 本債券のお取引に関しては、金融商品取引法第 37 条の 6 の規定適用はありません、従ってクーリング・オフの対象になりません。
- 売出人の商号ならびに金融商品取引業者である旨及び業者等の登録番号：エイチ・エス証券株式会社 / 金融商品取引業者、関東財務局長（金商）第 35 号
- 売出人が加入している協会名：加入協会 / 日本証券業協会、(社) 金融先物取引業協会、日本商品先物取引協会

目 次

売出要項	1
本債券の要項	2
日本国の租税	10
その他	10
欧州復興開発銀行の概要	11

本販売説明書（以下「本書」といいます。）は、売出人により日本国の投資家の便宜のために作成されたものであって、上記債券の販売に関するすべての関連する情報を記載したものではなく、当該投資家の投資判断に必要と思われる情報の一部を翻訳または記載したものです。本書の内容の正確性および完全性について欧州復興開発銀行（以下「発行者」または「EBRD」ともいいます。）の確認を得たものではありません。

本書中の本債券の要項は、EBRD のグローバル・ミディアム・ターム・ノート・プログラムに関する 2007 年 8 月 10 日付の基本目論見書 (Base Prospectus、本書中において「基本目論見書」といいます。) 中の債券の要項に、本債券に適用される条件決定補足書 (Pricing Supplement、本書中において「プライシング・サブルメント」といいます。) の内容を組み込み、要約したものです。

欧州復興開発銀行の基本目論見書ならびに 2006 年年次報告書 (Annual report 2006) および 2007 年 6 月 30 日現在の中間財務報告書 (INTERIM FINANCIAL REPORT AT 30 JUNE 2007 (UNAUDITED)) はインターネット・ウェブサイト (URL : <http://www.ebrd.com/markets/investor/index.htm> の Investor Information の頁) より入手可能です。

本売出しに当たり、いかなる者も、本書、基本目論見書、年次報告書または上記中間財務諸表に記載もしくは引用されていない情報を提供し、または記載もしくは引用されていない表明を行うことは認められていません。

基本目論見書、年次報告書または中間財務報告書に記載または引用されていない情報または表明については、欧州復興開発銀行の確認はなされておりません。本書、基本目論見書、年次報告書または中間財務報告書に記載または引用された情報は、本書、基本目論見書、年次報告書または中間財務報告書の日付以後においても正確であるとは限りません。本書、基本目論見書、年次報告書または中間財務報告書の交付がそれらの日付以降になされても、かかる交付は、当該日付以後の情報が正確であることを示唆しているものではありません。

売付けの申込みまたは買付けの申込みの勧誘が承認されていない法域において、または売付けの申込みまたは買付けの申込みの勧誘が違法となる者に対しては、本書および基本目論見書は、本債券の売付けの申込みまたは買付けの申込みの勧誘を行なおうとするものではありません。

本債券の元利金はトルコ・リラ建ですので、外国為替相場の変動により円で換算した場合の支払額がその影響を受けます。

本書において、「トルコ・リラ」および「リラ」は、トルコ共和国の法定通貨であるトルコ・リラを意味します。

欧洲復興開発銀行

2009年10月26日満期11.50%トルコ・リラ建債券

売出要項

売出人

名称	住所
エイチ・エス証券株式会社	東京都新宿区西新宿6丁目8番1号

売出債券の名称	欧洲復興開発銀行 2009年10月26日満期11.50%トルコ・リラ建債券（本書中において「本債券」という。）		
記名・無記名の別	無記名式	売出券面総額	1,100万リラ（注1）
各債券の金額	5,000リラ	売出価格	額面金額の100%
売出価格の総額	1,100万リラ（注1）	利率	年11.50%
償還期限	2009年10月26日 (ロンドン時間)	売出期間	2007年10月10日から 2007年10月22日まで
受渡期日	2007年10月26日	申込単位	最小販売額面 5,000リラ単位(注2)
申込取扱場所	売出人の日本における本店および各支店（注2）		

(注1) 本債券の発行額面総額は、1,100万リラです。本債券の発行額面総額、売出券面総額及び売出価格の総額はそれぞれ、2,200万リラを限度として変更される可能性があります。最終的な売出券面総額及び売出価格の総額については、2007年10月16日には確定する予定ですので、売出人に問い合わせください。

(注2) 本債券の申込み、購入および払込みは、各申込人と売出人との間に適用される外国証券取引口座約款に従ってなされます。各申込人は売出人からあらかじめ同約款の交付を受け、同約款に基づき外国証券取引口座の設定を申込む旨記載した申込書を提出しなければなりません。

外国証券取引口座を通じて本債券を取得する場合、同口座約款の規定に従い本債券の債券の交付は行ないません。なお、券面については、後記「本債券の要項」中の「1. 様式、券面種類、権原および譲渡」の項を参照ください。

本債券は、合衆国税法上の要件の適用を受けます。合衆国税務規則により許容された一定の取引において行われる場合を除き、合衆国もしくはその領土において、または合衆国人に対し、本債券の売付けの申込み、買付けの申込みの勧誘、売付けまたは交付を行ってはいけません。

本債券の購入は、以下の計算によって得られる本債券の購入総額に相当する円額を払い込むことによりなされます。イングランド銀行が発表する2007年10月22日ロンドン時間午後4時における円/米ドル為替仲値（ロイター参照ページ：JPYBOEES=の最上段）を、イングランド銀行が発表する同日ロンドン時間午後4時におけるトルコ・リラ/米ドル為替仲値（ロイター参照ページ：TRYBOEES=の最上段）で除して得られる1トルコ・リラ当たりの円額（小数点以下第三位を四捨五入）に売出人が定めるリラ買いのスプレッドを加えた円額にトルコ・リラの購入価額総額を乗じて得られる円額（1円未満四捨五入）

(注3) 本債券は発行者の債券の発行に関するグローバル・ミディアム・ターム・ノート・プログラムに基づき、ユーロ市場で募集され、2007年10月25日に発行されます。発行者およびその債務には、1991年以降スタンダード・アンド・プアーズ・レーティングズ・サービス（以下「S&P」といいます。）よりAAA、1992年以降ムーディーズ・インベスター・ズ・サービス・インク（以下「ムーディーズ」といいます。）よりAaa、2002年以降フィッチ・レーティングスリミットド（以下「フィッチ」といいます。）よりAAAの格付けが付与されています。

本 債 券 の 要 項

(要 約 訳 文)

本債券（以下「本債券」という。かかる表現は、(i)包括様式の債券により表章される本債券（以下「包括債券」という。）に関しては、5,000リラ単位のユニット、(ii)包括債券と交換（または部分交換）により発行される確定債券、および(iii)包括債券が含まれる。）は、欧州復興開発銀行（以下「発行者」という。）、発行代理人、主支払代理人および代理銀行（Agent Bank）であるシティ・バンク、エヌ・エイ（以下「本債券の代理人」という。かかる表現には、本債券の代理人としての承継者が含まれる。）ならびに契約中に記載される他の支払代理人（本債券の代理人を含め、以下「支払代理人」という。かかる表現には追加のまたは後継の支払代理人が含まれる。）等との間の2007年8月10日付の修正書替済代理契約（以下「代理契約」という。）に基づき、かつその利益を享受して発行された。

本書において、「シリーズ」とは、当初の発行とともに同一のシリーズを構成することが明記され、同一の通貨により表章され、満期日、利息計算の基礎および利払日が同一であり、かつその要項が同一（発行日または利息開始日および発行価格は除くが、本債券が上場されるか否かを含む。）である将来発行される債券と、当初発行の本債券の各々を意味する。

本債券のその時々の所持人（以下「本債券所持人」という。かかる表現は、包括債券により表章される本債券に関しては、要項第1項に規定される通りに解釈される。）および利付無記名式確定債券に付属する利札（以下に定義する。）の所持人（以下「利札所持人」という。）は、代理契約および適用あるプライシング・サブルメントのすべての規定の通知を受けたものとみなされ、その利益を受ける権利を有し、かつそれらに拘束される。本債券の要項は、代理契約の詳細な規定の要約であり、それらの規定に従う。代理契約およびプライシング・サブルメントの写しは、本債券の代理人および支払代理人の主たる店舗で入手可能である。

本債券所持人および利札所持人は、発行者により作成された2007年8月10日付の修正書替済約款捺印証書（Deed of Covenant）（以下「約款証書」という。）の利益を受ける権利を有する。約款証書の原本は、ユーロクリア・システムのオペレーターであるユーロクリア・バンク・エスエー/エヌヴィ（以下「ユーロクリア」という。）およびクリアストリーム・バンキング・ソシエテ・アノニム（以下「クリアストリーム」という。）のために共通預託機関が保有している。

本書において、ユーロクリアまたはクリアストリームという用語は、文脈により許容される限り、発行者および本債券の代理人が承認した追加または代替の決済機関を含むものとみなされる。

1. 様式、券面種類、権原および譲渡

本債券はトルコ・リラによる特定の額面金額を有する無記名式の債券（以下「無記名式債券」という。）とし、確定債券には連続番号が付される。本債券は固定利付債とする。確定無記名式債券の場合、利息の支払のための利札（以下「利札」という。）を添付して発行される。

下記の規定に従い、本債券および利札の権原は交付により移転する。各利札所持人は、利札が無記名式債券に付属しているか否かにかかわらず、利札所持人として、当該債券に記載されるすべての規定に服し、それに拘束される。発行者および支払代理人は、あらゆる目的のために、本債券または利札の所持人を（かかる債券または利札が期日を経過しているか否かにかかわらず、かつかかる債券または利札上の所有権の注記またはその旨の記載またはかかる債券または利札の従前の紛失もしくは盗失を知っていたか否かにかかわらず）その絶対的な所有者とみなし、そのように取り扱うことができる。ただし、包括債券の場合は、下記の規定に従う。

本債券は、当初仮包括債券により表章され、これは、ユーロクリアおよびクリアストリームの共通預託機関に預託され、非米国人実質所有証明書の提出により本債券の発行日から40日以降の日に恒久包括債券と交換される。

本債券が仮包括債券により表章されている間に本債券の利払日が到来した場合、この利払いは、仮包括債券の表示と引換えに、ユーロクリアおよび/またはクリアストリームが非米国人実質所有証明書（仮包括債券記載の様式で）を受領し、受領したかかる証明書に基づき同様の証明書をユーロクリアおよび/またはクリアストリームが発行者または本債券の代理人に提出した範囲においてのみなされる。仮包括債券発行後40日目の日（以下「交換日」という。）以降（ただし、非米

国人実質所有証明書が受領されている場合）、仮包括債券上の権利は、恒久包括債券上の権利と交換することができる。交換日後仮包括債券に関して利払いはなされない。恒久包括債券に関する元利金の支払は、追加の証明書の必要ななしに、恒久包括債券の呈示または（場合により）引渡しによりユーロクリアおよびクリアストリームを通じてなされる。下記の状況の場合、恒久包括債券はその全部（一部は不可）を利札付無記名式確定本債券と交換することができる。

- (1) 債務不履行事由が発生し、継続している場合、または
- (2) 発行者が、ユーロクリアまたはクリアストリームのいずれかまたはその他の関連決済機構が14日間連続して業務を行っていない（法定その他の休日による場合を除く。）、業務を永久に停止する意思を発表した、または現実にそうした旨の通知を受け、かつ他の決済機構が利用できない場合。

仮包括債券、恒久包括債券および確定債券は、発行者に代って、本債券の代理人が発行する。

債務不履行事由の場合で、本債券が恒久包括債券により表章されており、ユーロクリアまたはクリアストリームのその者の証券口座に恒久包括債券の権利が記帳されている本債券の所持人が本債券の期限の利益を喪失させたい旨の通知を行った場合には、当該通知がなされてから15日以内に恒久包括債券の条項に従った支払が完全になされる場合を除き、恒久包括債券は無効となる。同時にユーロクリアまたはクリアストリームにあるその者の口座にその権利が記帳されている恒久包括債券の権利の所持人は、ユーロクリアおよびクリアストリームが付与する口座計算書(statements of account)に基づき、約款証書の規定に従って、発行者に対して直接手続きをとることができる。

本債券が無記名式の包括債券により表章されている限り、ユーロクリアまたはクリアストリームの記録にその時々に特定の元本金額についての本債券所持人（この点について、かかる本債券の元本金額がある者の勘定に入っていることに関するユーロクリアまたはクリアストリームが発行した証明書その他の書類が、明白な誤りのない限り、確定的なものであり、すべての目的のため拘束力を有する。）として記載されている者（二つ以上の決済機関の間をつなぐ目的で他の決済機関に勘定を有する決済機関を除く。）は、あらゆる目的のために、発行者、本債券の代理人および他の支払代理人により、かかる当該元本金額の本債券所持人として扱われる。ただし、かかる本債券の元本および利息の支払または本債券に基づき交付される証券その他の資産の交付については、その権利は、包括債券の規定に従って、発行者、本債券の代理人および他の支払代理人に対して、包括債券の保有者が有する（また、「本債券所持人」およびこれらに関連する表現は、上記に応じて解釈される。）。

包括債券により表章される本債券は、（場合に応じて）ユーロクリアまたはクリアストリームのその時々における規則および手続に従ってのみ譲渡可能である。

2. 本 債 券 の 地 位

本債券および関連する利札は、発行者の直接かつ無担保（ただし、下記第3項の規定に従う。）の債務であり、互いに優先することなく、発行者の他のすべての無担保の非劣後債務と同順位（ただし、第3項の規定に従う。）である。本債券および関連する利札は、いずれかの政府もしくは発行者の加盟者の債務ではない。

3. 担 保 制 限 条 項

本債券が残存する限り、発行者は、発行者が過去もしくは将来において発行するもしくは引受けける債券、ノートその他の債務証書で、証券取引所その他の組織された証券市場において相場が立ち、上場されもしくは通常取引がなされるものまたはそれらに対する発行者の保証のための担保として、発行者の資産または財産にいかなる抵当権、質権、先取特権またはその他の担保権も設定しない。ただし、本債券のすべての支払が、かかる抵当権、質権、先取特権またはその他の担保権により、当該債券、ノートその他の債務証書または保証と同等の順位および比率をもって担保される場合はこの限りではない。また、上記の規定は、(i) 資産の購入のための資金の調達もしくは再調達を目的として生じた債務もしくは保証の支払の担保として設定された担保権、(ii) 通常の業務の過程において発生し、かつ当初発生した日から1年以内に満期が到来する負債を担保するための担保権、または(iii)これらの延長もしくは更新について適用されない。

4. 利 息

各本債券は、2007年10月26日（その日を含む。以下「付利開始日」という。）から2009年10月26日（その日を含まない。）までの間、その額面金額に対して年11.50%の割合で利息が付される。本債券の利息は、2008年4月26日を初回とし、2009年10月26日（その日を含む。）を最終回とする毎年4月26日及び10月26日（かかる各日を、それぞれ以下「利払日」という。）に、付利開始日または直前の利払日（その日を含む。）から当該利払日（その日を含まない。）までの6ヶ月分、即ち、各本債券の額面5,000リラにつき、287.50リラが後払いされる。ただし、第6項（e）の規定に従う。

利払日以外の日に終了する期間の利息の計算が必要な場合には、各本債券の利息額は、その額面金額5,000リラに年率11.50%を乗じて得られた積の値に、下記の算式に基づき当該期間の日数を360で除して算出される商を乗ずることにより得られる積の値のトルコ・リラ額とする（下記「6. 支払（a）支払方法」参照）。ただし、得られた利息額の値は、0.01リラ未満を四捨五入または関係市場の慣行に従って処理の上、0.01リラの位まで求められる。

$$\text{日数計算} = \frac{[360 \times (Y_2 - Y_1)] + [30 \times (M_2 - M_1)] + (D_2 - D_1)}{360}$$

上記の数式において、

「 Y_1 」とは、当該期間の初日が属する年を数字で表したものという。

「 Y_2 」とは、当該期間に含まれる末日の翌日が属する年を数字で表したものという。

「 M_1 」とは、当該期間の初日が属する暦月を数字で表したものという。

「 M_2 」とは、当該期間に含まれる末日の翌日が属する暦月を数字で表したものという。

「 D_1 」とは、当該期間の初日にあたる暦日を数字で表したものという。ただし、かかる数字が31の場合、 D_1 は30になる。

「 D_2 」とは、当該期間に含まれる末日の翌日にあたる暦日を数字で表したものという。ただし、かかる数字が31であり、 D_1 が29より大きい数字の場合、 D_2 は30になる。

利息は第6項の規定に従って支払われる。各本債券に対する利息はその償還期日以降付されない。ただし、各本債券を適切に呈示したにもかかわらず、本債券の支払が不当に留保もしくは拒絶された場合を除く。かかる場合には、利息は、（イ）当該本債券に関して支払われるべき金額のすべてが支払われた日および（ロ）本債券の代理人が支払われるべき金額すべてを受領し、その旨を当該本債券所持人に対し下記第12項に従ってもしくは個別に通知した日のいずれか早い方の日まで年11.50%の割合で継続して付される。

利払日が営業日ではない場合、当該利払日に支払われる利息の支払は、翌営業日まで延期される（ただし、翌営業日が翌歴月に入る場合、当該利払日の直前の営業日とする。いずれの場合も、下記第6項（e）に従う。）。かかる延期の場合において、当該利払日に支払われる利息額の調整はなされない。本項において、「営業日」とは、（1）イスタンブール市において商業銀行および外国為替市場が支払決済を行ない、一般業務（外国為替および外国通貨預金取引を含む。）を行っている日で、かつ（2）ロンドン市、ニューヨーク市および東京都において商業銀行および外国為替市場が一般業務（外国為替および外国通貨預金取引を含む。）を行っている日を意味する。

5. 債 還 お よ び 買 入 れ

（a）満 期 債 還

下記の規定により事前に償還または買入消却がなされない限り、本債券は2009年10月26日（以下「償還期限」という。）に、発行者により額面金額でトルコ・リラにて償還される（第6項（a）ただし書参照）。ただし、第6項（e）の規定に従う。償還期限が営業日ではない場合、償還期限に支払われる償還金額の支払は、翌営業日まで延期される（ただし、翌営業日が翌歴月に入る場合、償還期限の直前の営業日とする。いずれの場合も、下記第6項（e）に従う。）。

（b）買 入 れ

発行者はいつでも、公開市場その他において本債券を買入れその他の方法により取得することができる。発行者は買入れその他の方法により取得した本債券を保有もしくは転売することができます。

き、また発行者の裁量により、（無記名式確定債券の場合は、当該債券に付属するまたはそれとともに買い入れられた支払期日未到来の利札とともに）本債券の代理人に消却のため引き渡すことができる。買入れが、入札により行われる場合、入札はすべての本債券所持人に対し入札可能となっていなければならない。

(c) 消却

償還された本債券および上記の通り買入れその他の方法により取得され発行者が消却を選択した本債券はすべて、（無記名式確定債券の場合は、当該債券とともに引き渡されたすべての支払期日未到来の利札とともに）消却され、それ以降は再発行または転売されてはならない。

6. 支 払

(a) 支 払 方 法

確定本債券に関する支払は、イスタンブール所在の銀行宛のトルコ・リラ小切手、または所持人の選択により本債券の代理人に対する15日前の通知で、イスタンブール所在の銀行に支払受領者が有するトルコ・リラ口座に振込むことにより行われる（下記の規定に従う。）。ただし、売出人に外国証券口座を有する本債券の実質保有者に対する確定本債券に関する支払は、下記の計算により得られる円/トルコ・リラ為替レートを用いて計算される円額により行われる。

イングランド銀行が発表する、本書の規定に従って確定本債券に関する実際の支払がなされるべきそれぞれの日の3営業日前の日のロンドン時間午後4時における円/米ドル為替仲値（ロイター参照ページ：JPYBOEEES=の最上段）を、イングランド銀行が発表する同日ロンドン時間午後4時におけるトルコ・リラ/米ドル為替仲値（ロイター参照ページ：TRYBOEEES=の最上段）で除して得られる1トルコ・リラ当たりの円額（小数点以下第三位を四捨五入）から売出人が定めるリラ売りのスプレッドを引いた数値に支払われるトルコ・リラ額を乗じて得られる円額（1円未満四捨五入）

(b) 確定債券、利札の呈示

無記名式確定本債券の元利金の支払は（下記の規定に従う。）、合衆国（かかる表現は、本書において使用される場合、アメリカ合衆国（州、コロンビア特別区、領土、属領およびその管轄に服するその他の地域を含む。）を意味する。）外に所在する支払代理人の指定営業所に、かかる確定本債券または利札を呈示するか引渡すことによりなされる。無記名式債券に関する元利金の振込はすべて、合衆国外に所在する口座に対してなされる。

(c) 包括債券に関する支払

包括債券により表章される本債券に関する元利金の支払は、上記に指定する方法および当該包括債券に指定されるその他の方法により、当該包括債券を支払代理人の指定営業所に呈示するか引渡すことによりなされる。かかる支払のために包括債券を呈示された支払代理人は、当該包括債券に、当該包括債券についてなされた各支払を、元本の支払および利息の支払として区別して記録するものとし、かかる記録は当該支払がなされたことの一応の証拠となる。

包括債券の所持人は、当該包括債券により表章される本債券に関する支払を受領する権限を有する唯一の者であり、発行者は、このように支払われる各金額に関して、当該包括債券の所持人に対しまたはその指示に従って支払を行うことにより、免責される。ユーロクリアまたはクリアストリームの記録中に特定の元本金額の本債券所持人として記載される者の各々は、発行者が当該包括債券の所持人に対しまたはその指示に従って発行者が上記の通り行った各支払における自己の持分に対する請求を、ユーロクリアまたは（場合に応じて）クリアストリームに対してのみなさなければならない。当該包括債券の所持人以外の者は、その包括債券についてなされる支払について、発行者に対していかなる請求もすることができない。

(d) 支 払 に 關 す る 一 般 適 用 条 項

当初の本債券の代理人および他の当初の他の支払代理人の名称ならびにその当初指定営業所は、以下のとおりである。

本 債 券 の 代 理 人
Citibank, N.A.
21st Floor, Citigroup Centre
Canada Square, Canary Wharf
London E14 5LB

他 の 支 払 代 理 人
The Bank of New York
Avenue des Arts 35
Kunstlaan
B-1040, Brussels
Belgium

発行者は、いつでも支払代理人の指名を変更もしくは終了する権利および追加のもしくはその他の支払代理人を指名する権利ならびに支払代理人の指定営業所の変更を承認する権利を留保する。ただし、本債券が残存する限り、(i)本債券の代理人および(ii)ヨーロッパ大陸の主要な金融中心地に指定営業所を有する支払代理人（本債券の代理人であってもよい。）を維持する。かかる変更および終了は、下記12項に基いて本債券所持人に対する事前の通知から30日以上経過後にのみ効力を生ずる（支払不能の場合を除く。この場合は、直ちに効力を発生する。）。また、本債券の代理人の辞任または解任は、上記の支払不能の場合を除き、新規の本債券の代理人が指名されるまで効力を生じない。

本債券に関する支払は、いかなる場合においても、支払地において適用される財務その他の法令に服するものとする。ただし、第7項の規定に従う。

(e) 支払営業日

本債券の元本または利息に関する支払が行われる日が支払営業日ではない場合、その所持人は、翌支払営業日まで呈示地において期日の到来した金額の支払を受ける権利を有さず、かつかかる遅延について利息その他の金額を受ける権利を有しない。本項において、「支払営業日」とは、本債券の呈示地、ロンドン市、ニューヨーク市、イスタンブール市および東京都において商業銀行および外国為替市場が営業している日であり、支払が銀行に有するトルコ・リラ口座に対する振込により行われる場合は、かかる日であり、かつイスタンブール市でトルコ・リラでの外国為替取引が行われている日を意味する。

確定様式の本債券の償還期日がそれに関する利息の支払期日ではない場合、当該債券について直前の利払日（または付利開始日）（その日を含む。）から発生した利息は、当該債券の引渡しと引換えに支払われる。

(f) 利 札

確定様式の本債券は、それに付属する支払期日未到来のすべての利札とともに、支払のために呈示されなければならない。これを怠った場合、欠缺利札の券面金額全額（または、全額の支払が行われない場合は、かかる欠缺利札の券面金額のうち、支払われるべき総額に対する支払われた金額の割合に等しい部分）が支払金額から差し引かれる。差し引かれた金額は、支払期日が到来したかかる金額の支払の当該日（以下に定義する。）から10年以内（かかる利札が第9項に基づき無効になっているか否かにかかわらない。）、または、当該利札の支払期日から5年以内（こちらの方が遅い場合）に当該欠缺利札が引き渡された場合に、上記に記載した方法により支払われる。

(g) 決済障害事由等

本債券に関する一切の支払いは、リラで行われる。ただし、決済障害事由（以下に定義される。）の発生に関する規定に従い、またいずれの場合も、適用ある金融その他の法令に従う。

計算代理人（以下に定義される。）が、誠実かつ商業的に相当な方法で、その単独の裁量により、決済障害事由が生じており、決定期間（以下に定義される。）中、継続していると決定した場合、

- イ. 計算代理人は、かかる決定を行った後、実務上可能な限り早く（ただし、決定期間最終日後、1営業日目の日の午前8時（ロンドン時間）を超えて遅くなつてはならない。）、発行者および本債券の代理人にその決定を通知する。かかる場合、本債券の代理人は、その後実務上可能な限り早く（ただし、計算代理人より上記通知を受領後1営業日を超えて遅くなつてはならない。）、その旨を本債券所持人に下記「12.通知」の規定に従つて通知する。
- ロ. 本債券所持人は、下記（i）および（ii）のいずれか早い方の日まで、本債券に関するいかなる金額も受領する権利を有しない。
 - (i) 発行者が、計算代理人より決済障害事由はもはや存続していない旨通知を受けた日から2営業日目の日
 - (ii) 繰延利払日、繰延償還期日または繰延早期償還日（いずれも以下に定義される。）

決済障害事由がもはや存続していない場合、計算代理人は、決済障害事由がもはや存続しなかつた営業日以後実務上可能な限り早く（ただし、その後1営業日を超えて遅くなることはない。）、その旨を発行者および本債券の代理人に対し通知する。かかる通知を受取つた場合、本債券の代理人は、その後実務上可能な限り早く（ただし、計算代理人から上記通知を受領後1営業日を超えて遅くなつてはならない。）、その旨を本債券所持人に下記「12.通知」の規定に従つて通知する。

ある金額が、繰延利払日、繰延償還期日または繰延早期償還日のいずれかに支払われる場合には、支払は、代わりに米ドルでなされ、計算代理人がその金額の計算を各額面金額毎に行い、本債券の代理人および発行者に対し速やかに（ただし、繰延利払日、繰延償還期日または繰延早期償還日前2営業日を超えて遅くなることはない。）通知する。かかる金額は以下の算式で得られる金額であり、1米セント未満は四捨五入される。

【関連リラ金額÷為替レート】

疑義を避けるために言えば、本（g）項の規定の適用の結果生じた元来予定されていた利払日、償還期日または早期償還日（営業日による調整を受ける。）から繰延利払日、繰延償還期日または繰延早期償還日までの支払遅延に関して発行者は何らの追加額の支払も行わない。

本（g）項の規定においては、そこに記載の意味を有する。

「営業日」とは、ロンドン市、東京都、ニューヨーク市およびイスタンブル市において商業銀行および外国為替市場が支払の決済を行ない、一般業務（外国為替および外国通貨預金取引を含む。）を行つている日を意味する。

「計算代理人」とは、発行者と リーマン・ブラザーズ・インターナショナル（ヨーロッパ）間の2007年1月9日付本債券に関する計算代理人契約（時々の修正、追補を含む。）に従い、リーマン・ブラザーズ・インターナショナル（ヨーロッパ）を意味する。計算代理人に対するすべての言及は、本債券に関する計算代理人としての リーマン・ブラザーズ・インターナショナル（ヨーロッパ）の承継者を含む。本債券に基づき、計算代理人契約に従つて決定し、形成し、もしくは行使することを要求され、もしくは許容される計算代理人による金額または事態、状況、事由、その他の事項の決定または意見の形成もしくは裁量権の行使は最終的ですべての当事者（発行者および本債券所持人を含む。）を拘束する（明白な誤謬を除く。）。かかる決定は、計算代理人契約に従つて誠実にかつ商業的に相当な方法によりその単独の裁量で行われる。本債券に基づく職務を行うに当り、計算代理人は、計算代理人契約に従つて行為する。

「決定期間」とは、（i）利払日に関しては、関連する利払日（営業日による調整を受ける。）の5営業日前の日から3営業日前の日まで（両日を含む。）の期間、（ii）償還期日に関しては、償還期日（営業日による調整を受ける。）の5営業日前の日から3営業日前の日まで（両日を含む。）の期間、また（iii）早期償還日に関しては、早期償還日（営業日による調整を受ける。）の5営業日前の日から3営業日前の日まで（両日を含む。）の期間を意味する。

「為替レート」とは、繰延利払日、繰延償還期日または繰延早期償還日（場合に応じて）の2営業日前の日に計算代理人が参照ディーラー（以下に定義される。）からリラ売り、米ドル買いのために得ることができる確定相場の平均値（1米ドル当りのリラ額表示）を意味する。かかる相場の最高値および最低値は排除して、残りの相場の平均値を為替レートとする。ただし、4未満（ただし、

少くとも2) の参照ディーラーが確定相場を提供する場合は、実際に得られた相場の平均値が適用される。1つの参照ディーラーのみが確定相場を提供する場合は、その相場を適用する。参照ディーラーから確定相場が1つも得られない場合は、計算代理人は、誠実かつ商業的に相当な方法で行為し、その単独の裁量により、「為替レート」を設定する。この場合、為替レートは0となることもある。

「繰延利払日」とは、元々予定されていた利払日後10営業日目の日を意味する。

「繰延早期償還日」とは、早期償還日後10営業日目の日を意味する。

「繰延償還期日」とは、元々予定されていた償還期日後10営業日目の日を意味する。

「参照ディーラー」とは、計算代理人が誠実かつ商業的に相当な方法でその単独の裁量により選定するリラ・米ドル為替市場で取引を行う5つの主要ディーラー、銀行または金融機関を意味する。

「関連リラ額」とは、決済障害事由が生じていなかつたならば、支払われたはずの各本債券の額面金額に対するリラ額を意味する。

「決済障害事由」とは、トルコ共和国の中央銀行、その他の立法、政府のまたは規制当局による法令の負荷で、(イ) トルコ共和国の非居住者がリラを取得するために当該中央銀行、その他の当局から許可を取得することを要求するもの、(ロ) その他、非居住者のリラ取得能力を制限するもの、(ハ)かかる規制がなければ課されなかつた費用がリラを取得する際に課されることになるもの、その他リラの購入もしくは保有を規制するもの、または(ニ)トルコ共和国から他国の居住者である受領者にリラを送金することを直接もしくは間接的に妨害、限定もしくは制限する効果を有するものと計算代理人が誠実かつ商業的に相当な方法でその単独の裁量により決定するものを意味する。

7. 課 稅

本債券に関する元本および利息の支払はすべて、発行者から支払代理人に対し、租税の源泉徴収または控除なく行われる。

8. 債務不履行事由

(a) 下記の事由（以下「債務不履行事由」という。）のいづれかが発生し継続している場合、本債券のその時々の所持人は、発行者が通知を受領してから30日目の日に本債券の期限が到来する旨の通知を、発行者に対し直接または本債券の代理人の営業所で行うことができ、その場合、当該本債券は下記(b)に従って支払われるべきものとなる。ただし、かかる時点までに本債券に関する本書に規定する債務不履行事由のすべてが治癒された場合はこの限りではない。

(i) 発行者が、本債券の元金または利息の支払を90日以上怠っている場合。

(ii) 発行者が、本債券に記載されるその他の約束または合意の履行を怠り、かかる不履行が本債券所持人が本債券の代理人の事務所宛て発行者に対し書面によりその旨の通知を行ってから90日以上継続している場合。

(iii) 発行者が、発行者が発行、引受けまたは保証した債券、ノート、その他類似の債務の元金または利息の支払を怠り、かかる不履行が90日以上継続している場合。

(b) 本第8項に基づき本債券の期限が到来した場合、本債券は額面金額に経過利息を付して償還される。

9. 時 効

第6項の規定に従って、本債券の元金の支払請求は、当該日（以下に定義する。）から10年の経過時に時効となり、本債券の利息の支払請求は当該日から5年の経過時に時効となる。

本債券の要項の目的上「当該日」とは、本債券または利札の期日が最初に到来した日を意味するが、かかる日に支払われるべき金額の全額を本債券の代理人が当日までに受領していなかつた場合は、「当該日」は、かかる金額が受領され、その旨の通知が第12項に従って本債券所持人になされた日を意味する。

10. 代り債券および利札

本債券（包括債券を含む。）または利札を汚損、毀損、盗失、破棄または紛失した場合、これらは、請求者による関連経費の支払ならびに発行者が要求する証拠および補償に関する条件で、本債券の代理人の指定営業所において交換することができる。汚損または毀損した本債券または利札は、代り債券または代り利札が発行される前に引き渡されなければならない。

11. 本債券の債権者集会および修正

代理契約には、特別決議による本要項の修正を含め、本債券所持人の利益に影響を与える事項を検討するための本債券の債権者集会の招集の規定が含まれている。特別決議事項として提出されている議案を検討するために招集される集会の定足数は、その時点において残存する本債券の元本金額の過半を所持または代表する1名以上の者とし、その延会については、所持または代表する元本金額にかかわらず、その時点において残存する本債券を所持または代表する1名以上の者とする。ただし、特に(i)償還期日の修正、または償還時に支払われる元本金額または交付される資産の減額もしくは取消、(ii)本債券の利息に関して支払われる金額の減額もしくは支払日の変更、もしくは本債券に関する利率の計算方法の変更、(iii)本債券もしくは付属利札に基づく支払がなされる通貨の変更、(iv)特別決議を可決するために必要な過半の変更、または(v)本ただし書に関する代理契約の規定の修正等が議事に含まれる集会については、特別決議を可決するために必要な定足数は、その時点において残存する本債券の元本金額の4分の3以上を所持または代表する1名以上の者とし、その延会については、その時点において残存する本債券の元本金額の過半を所持または代理する1名以上の者とする。その時点において残存する本債券の元本金額の90%以上を直接保有する者により、もしくはかかる者を代理して、または包括様式で保有されている本債券に関しては、かかる90%以上を保有する決済機構の共通預託人もしくはノミニーにより（当該決済機構の規則および手続に従って）署名された書面による決議は、代理契約中の規定に従って適式に招集され、開催された本債券の債権者集会で可決された特別決議としてすべての目的のために有効なものとする。かかる集会において適法に可決された決議は、当該本債券に関するすべての本債券所持人（かかる集会に出席したか否かにかかわらない。）およびすべての利札所持人を拘束する。

本債券の代理人は、代理契約または本債券の規定の修正で、形式上の、些細なもしくは技術的な性質のもの、または明白な誤りを訂正するためのものについては、本債券所持人または利札所持人の承認なくして、同意することができる。かかる修正は、すべての本債券所持人および利札所持人を拘束するものであり、本債券の代理人が要求する場合には、実行可能な限り早く、第12項に従って本債券所持人に通知される。

12. 通 知

- (a) 本債券に関する通知は全て、ロンドンの主要日刊新聞1紙(Financial Timesを予定)に公告された場合に有効となる。上記のごとく公告された通知は、その掲載の日、または2回以上掲載された場合は、最初の掲載の日になされたものとみなす。利札所持人は、すべての目的上、本項に従って本債券所持人に対してなされた通知の内容を了知しているものとみなされる。
- (b) 確定債券が発行されるまで、包括債券すべてがユーロクリアおよびクリアストリームのために保有されている限り、上記の公告は、当該通知をユーロクリアおよびクリアストリームによる本債券所持人に対する通知のためにそれらに対して交付することにより替えることができる。かかる通知は、当該通知がユーロクリアおよびクリアストリームになされた日に本債券所持人に対してなされたものとみなされる。
- (c) 第8項に規定されている場合を除き、本債券所持人によりなされる通知は書面によるものとし、関連する本債券とともに当該通知を本債券の代理人に預託することによりなされる。本債券が包括債券により表章されている間は、表章されている本債券の所持人は、かかる通知をユーロクリアまたはクリアストリームがこの目的で承認する方法によりユーロクリアまたはクリアストリームを通じて本債券の代理人に対して行うことができる。

13. 代 理 人

代理契約に基づき行為する場合、本債券の代理人および支払代理人は、発行者の代理人として

のみ行為するものであり、本債券所持人または利札所持人に対して代理または信託の義務を負わず、また本債券所持人または利札所持人と代理または信託関係を有しない。ただし、発行者の本債券所持人および利札所持人に対する本債券の償還およびその利息の支払を行う義務に影響を与えることなく、本債券の代理人は本債券の元利金の支払のために受領した資金を、第9項に基づく時効の期間満了まで、本債券所持人および利札所持人のために信託の形で保有する。発行者は、代理契約に基づき発行者に課された義務を履行し、遵守することに同意する。代理契約には、支払代理人の補償および特定の状況における責任からの救済の規定が含まれており、また、結果として得られた利益を本債券所持人および利札所持人に対して説明する義務を負うことなく、発行者およびその子会社と業務上の取引を行うことを支払代理人に認めている。

14. 追 加 発 行

発行者は適宣、本債券所持人または利札所持人の同意を得ずに、あらゆる点において（もしくは最初の利息支払以外のすべての点について）本債券と同一の条件を有し、いずれかのシリーズの残存する債券（本債券を含む。）と併合され、単一のシリーズを構成することとなる追加債券、または、発行者が発行の際に決定する条件による追加債券を創設し、発行することができる。本書中で本債券という場合には、本項に基づき発行され、本債券と単一のシリーズを構成する他の債券を含む。

15. 準 抨 法

本債券、利札および代理契約は、英國法に準拠し、英國法に基づき解釈される。発行者は、本債券所持人および利札所持人各々の利益のために、本債券および利札からまたはそれらに関連して発生する争いを解決する管轄を英國裁判所が有することに取消不能の形で同意する。

16. 1999年契約（第三者の権利）法

何人も、1999年契約（第三者の権利）法に基づいては本債券のいずれの要項についても執行する権利を有していない。

日 本 国 の 租 稅

日本国の居住者および内国法人が支払を受ける本債券の利息は、それが国外で支払われ租税特別措置法第3条の3に定義する支払の取扱者（原則として売出人を含む。）を通じて交付される場合には、一定の公共法人等および金融機関等を除き、現行法令上 20%（15%の国税と 5%の地方税）の源泉徴収税が課される（源泉徴収税額は、その利息につき外国税額が支払の際に課されているときは、かかる外国税額がなければ交付されたであろう金額に基づいて計算し、その額から外国税額が控除される。）。居住者においては、本債券の利息の交付が支払の取扱者を通じて行われる場合には当該源泉徴収税の徴収により課税関係は終了する。内国法人においては、当該利息は課税所得に含められ日本国の所得に関する租税の課税対象となる。ただし、利息の交付を支払の取扱者を通じて受ける場合には、当該法人は前記源泉徴収税を、一定の制限の下で、日本国の所得に関する租税から控除することができる。

本債券の償還額が本債券の取得価額を超える場合の償還差益は、日本国の居住者の場合、雑所得として取扱われ、総合課税の対象になる。内国法人の場合は、当該償還差益は課税所得に含められ法人税および地方税の課税対象となる。

本債券の償還額が取得価額を下回る場合の償還差損は、日本国の居住者の場合は、所得税法上はないものとみなされる。内国法人の場合は、当該償還差損は損金の額として法人税および地方税の課税所得の計算に算入される。

本債券の譲渡による損益については、日本国の居住者の場合、譲渡益は非課税とされ、譲渡損は所得税法上ないものとされる。内国法人の場合は、当該譲渡損益は課税所得に含められ法人税および地方税の課税対象となる。

そ の 他

日本国金融商品取引法(昭和23年法律第25号)に基づく本債券の売出しの届出の必要はない。

欧州復興開発銀行の概要

欧州復興開発銀行（以下「EBRD」という。）は、日本を含む 40 か国ならびに欧州経済共同体および欧州投資銀行によって 1990 年 5 月 29 日に調印された欧州復興開発銀行に関する協定（以下「協定」という。）によって設立された国際機関である。協定は、1991 年 3 月 28 日に発効し、EBRD は同年 4 月 15 日に業務を開始した。EBRD の加盟国および加盟機関は、2007 年 8 月 10 日現在 63 を数える。EBRD の主たる事務所は、ロンドンにおかれている。

協定

協定は、EBRD の準拠する根拠協定である。EBRD の目的および任務、資本構成および組織を記載し、従事することのできる業務を授権し、それらの業務の遂行に対する制限を規定し、EBRD の地位、免責特権、免除および特権を創設している。協定はまた、加盟者の承認、脱退および資格停止、EBRD の授権資本の増額、EBRD が行うもしくは保証する貸付けまたは持分への投資の条件、EBRD が保有する通貨の使用、協定の改正および解釈ならびに EBRD の業務の一時的停止および終了に関する規定を含んでいる。

組織および運営

EBRD は、総務会、理事会、総裁、1 人または 2 人以上の副総裁ならびに必要と認めるその他の役員および職員を置く。

EBRD のすべての権限は、各加盟者が一名の総裁を指名する総務会に属している。

総務会は、多くの権限を理事会に委任しており、理事会は、EBRD の一般業務および政策を指揮する責任を有している。

総務会は、協定に基づき理事会に委任されまたは付与されたいかなる事項についても指揮監督を行う完全な権限を保有する。

目的および任務

EBRD の目的は、複数政党制民主主義、多元主義および市場経済の諸原則を誓約しつつ適用している受益国における開放された市場指向型経済への移行ならびに民間および企業家の自発的活動を促進することである。EBRD の「受益国」は、中欧および東欧の国々ならびに旧ソヴィエト連邦が含まれる。

EBRD は、その目的を長期的な基礎に立って達成するため、また、受益国の経済が完全に国際経済に統合されるよう支援することを目的として、受益国における独占の排除、分権化および民営化を含む構造的なおよび部門別の経済改革の実施を下記の方法により援助する。

- ・民間その他の関心を有する投資家を通じて、生産的であり、かつ、競争的である民間の分野の特に中小企業の活動の育成、改善及び拡大を促進すること。
- ・上記の目的のため、国内および外国の資本ならびに経験のある経営者を活用すること。
- ・生産的な投資（サービスおよび金融の部門に対するものならびに民間および企業家の自発的活動を支援するために必要な場合には、関連する経済基盤に対するものを含む。）を助長し、これにより競争的な環境を作りならびに生産性、生活水準および労働条件が向上することを支援すること。
- ・関係事業計画（個別のものであるか特定の投資計画に関連するものであるかを問わない。）の準備、資金調達および実施のための技術援助を供与すること。
- ・資本市場の発展を促進し、奨励すること。
- ・二以上の受益加盟国に関係する健全なかつ経済的に実行可能な事業を支援すること。
- ・EBRD の活動のすべての範囲において、環境上健全なかつ持続的な開発を促進すること。
- ・これらの任務を促進するその他の活動及び役務の提供を行うこと。

EBRD の創立者は、受益国の市場指向型経済への移行の成功が複数政党制民主主義、多元主義および法の支配に向けた並行的な発展と密接に結びついていると考えた。従って、EBRD の委任の政治的側面は、受益国の市場経済への移行を援助する過程の一部として、EBRD によって監視および促進される。EBRD は、各国の業務戦略の定期的検討の一部として、受益国の経済的および政治的発展を評価する。

資 金 源

EBRD は、総額 200 億ユーロの株式資本（払込済 50 億ユーロおよび払込請求可能分 150 億ユーロ）を有している。EBRD の資本ならびに業務および財務政策の強さは、スタンダード・アンド・プアーズ AAA、ムーディーズ Aaa およびフィッチ AAA という EBRD の信用格付に反映されている。

EBRD は、国際資本市場における資金借入により、事業貸付および業務上の必要に対し、融資を行っている。

EBRD は、株主の資本をその融資には直接使用することはない。代りに、EBRD のトリプル A 格付が債券その他の債務証書を非常に費用効率の良い市場レートで発行することによる国際市場における資金調達を可能にしている。競争力のある条件による資金調達により、EBRD は、その業務を行う国々の顧客の必要性に最も合った貸付を組立てることが可能になる。

EBRD は、その資金調達業務において、重大な外国為替リスクおよび金利リスクを負わないように、その債務を管理している。EBRD は、どの市場、通貨または債務ストラクチャーが EBRD に最も効率的な調達コストをもたらすことができるかを確認するため、主要な資本市場参加者と日々連絡を取っている。

EBRD の債券は、世界中の中央銀行、年金基金、保険会社およびアセット・マネージャー等の投資家に販売されている。

法的地位、特権および免除

協定は、EBRD に対し、法的地位ならびに免除および特権を各加盟国の領域において与える規定を含む。それらの規定の一部を以下に要約する。

EBRD は、完全な法人格を有し、契約をし、不動産および動産を取得および処分し、訴えを提起する能力を有する。連合王国と EBRD の間の 1991 年 4 月 15 日付本部協定に基づき、EBRD は、その公的活動の範囲内において、金銭の借入れ、債務の保証および証券の売買または引受けを行う権限から生ずる民事訴訟を含む一定の例外を除き、その管轄からの免責特権を有する。連合王国外においては、EBRD に対する訴えは、EBRD の事務所がある国、EBRD が訴訟に関する送達もしくは告知を受けるため代理人を任命している国または EBRD が証券の発行もしくは保証を行っている国の領域内の管轄裁判所にのみ提起することができる。ただし、加盟者またはその代理人もしくは加盟者から請求権を承継した者は、EBRD に対する訴えを提起してはならない。

EBRD の財産および資産は、EBRD に対する裁判の確定前は、あらゆる形式の押収、差押えまたは強制執行を免除される。当該財産および資産は、行政上または立法上の措置による捜索、徵發、没収、収用その他あらゆる形式の強制処分を免除される。EBRD の文書は、不可侵とする。

EBRD の総務、総務代理、理事、理事代理、役員および使用人ならびに EBRD のための任務を遂行する専門家は、EBRD が当該免除を放棄する場合を除くほか、公的資格で行う行為について訴訟手続を免除される。

租 稅

EBRD ならびにその資産、財産および収入は、その公的活動の範囲内において、加盟者によって課せられるすべての直接税を免除される。EBRD がその公的活動を遂行するために必要な相当の価額の物品または役務を購入または使用する場合において、間接税の免除が適用される。EBRD はまた、その公的活動の遂行に必要なものは、すべての輸出入に関する税ならびに輸出入に関する禁止および制限を免除される。

EBRD が発行する債務証書その他の証書（その配当金もしくは利子を含む。）に対しては、EBRD が発行したことのみを理由として当該債務証書その他の証書に対して不利な差別を設ける課税、または発行、支払予定もしくは支払実施の場所もしくは通貨または EBRD が維持する事務所もしくは業務所の位置を唯一の法律上の基準とする課税は、いずれも行ってはならない。

国際機関に対して一定の免除および権利を付与するという、一般的に容認された国際慣行に沿って、英国政府は指定国際機関が行う利子その他一定の種類の支払からの源泉徴収義務の免除を規定した法を制定した。EBRD はこの免除が認められる国際機関の 1 つに指定された。従って、発行者または支払代理人は、利子の支払を英國所得税のための源泉徴収または控除なしに行うことができる。

財務諸表

下記のEBRDの2006年12月31日および2005年12月31日に終了した各1年間にに関する損益計算書ならびに2006年12月31日および2005年12月31日付の貸借対照表の情報は、欧州復興開発銀行（以下「EBRD」という。）の2006年年次報告書(Annual report 2006)の、また2007年6月30日および2006年6月30日に終了した各6ヶ月間にに関する損益計算書ならびに2007年6月30日付の貸借対照表の情報は、2007年6月30日現在の中間財務報告書（INTERIM FINANCIAL REPORT At 30 JUNE 2007 (UNAUDITED)）の一部分の翻訳である。投資家は、EBRDの活動および財政に関する包括的理解のためにこの要約に依拠すべきではない。これらの事項を理解するために、投資家はEBRDの上記年次報告書および中間財務報告書全体を精査すべきである。EBRDの上記年次報告書および中間財務報告書は目次の頁記載のインターネット・ウェブサイトより入手可能である。

欧州復興開発銀行

損益計算書

2007年6月30日に終了した6ヶ月 (無監査)	2006年6月30日に終了した6ヶ月 (無監査)	2006年12月31日に終了した1年間 (監査済)	2005年12月31日に終了した1年間 (書換済)
(単位：百万ユーロ)			

利息および類似の収益

貸付業務収益	286	250	515	417
固定利付債務証券およびその他の利息収益	331	248	550	363
支払利息および類似の費用	(345)	(280)	(603)	(410)
純利息収益	272	218	462	370
純手数料収益	7	7	15	19
受取配当	62	56	87	98
損益に基づく公正価格による株式投資純益	996	143	898	489
売却用株式投資売買純益	66	94	1,195	553
売却用保有資産売買純益	4	11	16	10
ディーリング取引・外国為替純益 / (損)	-	9	8	(1)
非適格ヘッジの公正価格変動	(38)	13	(14)	6
営業収益	1,369	551	2,667	1,544
一般管理費	(114)	(99)	(212)	(202)
減価消却費	(5)	(7)	(13)	(17)
引当金控除前営業収益	1,250	445	2,442	1,325
貸付投資損失引当金	(21)	2	(53)	197
当期純利益	1,229	447	2,389	1,522

貸 借 対 照 表

	2007年6月30日現在 (無監査)	2006年12月31日現在 (監査済)	2005年12月31日現在 (書換済)
(単位：百万ユーロ)			
資 产			
金融機関向債券・貸付	2,927	3,135	3,800
担保付債権	2,678	2,573	1,475
	5,605	5,708	5,275
債 券			
売買	1,559	1,764	710
売却用	6,945	6,831	6,908
	8,504	8,595	7,618
	14,109	14,303	12,893
その他の資産			
金融派生商品	1,607	2,130	2,318
その他	1,811	994	1,143
	3,418	3,124	3,461
貸付投資			
貸付金	8,417	8,311	7,819
控除：損失引当金	(355)	(341)	(323)
	8,062	7,970	7,496
株式投資			
損益に基づく公正価格での			
株式投資	3,260	2,400	1,550
売却用株式投資	3,173	2,653	2,629
	6,433	5,053	4,179
	14,495	13,023	11,675
無形資産			
	29	21	16
動産、技術、事務備品			
	36	28	12
払込済資本未払分			
	117	192	327
資産合計	32,204	30,691	28,384
負債および、加盟国持分			
借入金			
金融機関借入分	1,377	1,194	978
証券債務	14,429	15,622	15,930
	15,806	16,816	16,908
その他の負債			
金融派生商品	648	506	356
その他	2,058	1,197	1,239
	2,706	1,703	1,595
負債合計	18,512	18,519	18,503
加盟国持分			
引受資本金	19,794	19,794	19,790
請求払資本	(14,596)	(14,596)	(14,593)
	5,198	5,198	5,197
準備金及び当期利益	8,494	6,974	4,684
加盟国持分総額	13,692	12,172	9,881
負債および資本合計	32,204	30,691	28,384
備忘勘定			
未実行コミットメント	6,850	6,769	6,679